

株式会社アメリカンボウリングサービス取扱アクセサリー保証規定

2020年8月1日規定

この度は株式会社アメリカンボウリングサービス取扱アクセサリー（ボウリング用品）をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

ご購入いただいた商品でご家族やご友人とともに充実したボウリングライフをお楽しみください。株式会社アメリカンボウリングサービスは、材料および製造上の不良に関しては無料で保証いたします。万が一不具合が発生した場合はご購入いただきましたボウリング用品取扱店に直ちにご連絡・ご相談ください。

ただし、以下の条件に適合する場合は保証の対象外となります。

1. ご購入した商品のご購入日、ご購入場所が明確でないもの。
2. ご購入期日から180日経過した商品（一部を除く）。
3. お客様のお手元で商品に傷、汚れ等が発生した商品。
(お客様による商品本体・外箱・化粧箱・袋に汚れ、傷、破損、におい、テープ跡、加工等がされている)
4. 弊社商品保証規定に抵触する、もしくは該当しない商品。
5. 上記以外、弊社が不相当商品と合理的かつ総合的に判断した場合。

○不良に起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故補償、当社製品以外の製品に関する損傷、損失、不具合および不良を修補するための費用（ドリル作業・フィンガー、サムグリップ取り付け作業などの部品費、人件費、工事費、交通費、運送費等をいいますが、これらに限られません）のいずれに関しても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

○本内容に関する製品仕様書・取扱説明書・カタログ・ホームページ・SNS等の記載内容は、事前の予告なしに変更する場合があります。

○本内容について、日本国内においてのみ有効に効力を生ずるものとします。お客様または第三者が本製品を海外へ輸出される場合、本規定の適用は除外されるものとし、本製品に関する全ての責任は、輸出元に帰属するものとします。

○本内容に明示した条件に基づき保証をお約束するものです。従って、本規定によって弊社およびそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

○本規定は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本規定の履行および解釈に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

○本規定は2020年10月1日より適用するものとします。それ以前にご購入したものであっても、期日以降は本規定の効力が適用されます。予めご了承ください。

○本規定に該当するか否か判断が困難な場合については別途協議のうえ決定するものとする。

以上